

独立行政法人建築研究所  
平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
1. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置 (1) 研究開発の基本的方針				
<p>① 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記に示す研究開発を重点的研究開発として、重点的かつ集中的に実施する。</li> <li>ア) グリーンイノベーションによる持続可能な住宅・建築・都市の実現</li> <li>イ) 安全・安心な住宅・建築・都市の実現</li> <li>ウ) 人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生</li> <li>エ) 建築・都市計画技術による国際貢献と情報化への対応</li> </ul> <p>・研究所全体の研究費のうち、概ね75%を充当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画に示す重点的研究開発課題に該当する研究開発を推進し、明確な成果を早期に得ることを目指すため、本年度においては、個別研究開発課題（新規1課題、継続11課題）を的確に実施することとし、研究所全体の研究費（外部資金等を除く）のうち、概ね75%を充当する。</li> <li>・研究所として、重点的研究開発課題の進捗状況を適切に管理する。</li> </ul>	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に公布・施行された都市の低炭素化の促進に関する法律に対応して計5件の技術基準の作成に資する研究を速やかに実施し、また、天井の耐震性に関する政省令・告示制定に関する研究成果をあげたことを高く評価する。</li> <li>・平成24年5月に発生したつくば竜巻に迅速・機動的に対応して研究成果を取りまとめ、公表したことも中期目標・計画に合致した取り組みであり、評価できる。</li> <li>・重点課題に対する研究費配分は74%であり、おおむね数値目標を達成していると評価できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画に示された重点分野（ウ）及びエ）のうちの、例えば適合確認における電子申請等の技術に関する研究は、より広範な取り組みが必要とされ、かつ外部でも関連する研究が存在する目標でありながら、共同研究が皆無である等、他機関との連携が不足している。限られたリソースで全てを実施するのは困難なので、ウ）やエ）は共同研究等をメインとするなど役割分担を明確化して取り組んでほしい。</li> <li>・地震については未解明な部分が多く、いつ東日本大震災並みの地震が起こるとも分からない。これら国民的課題に対する研究のいっそうの進展を期待する。また、既存不適格建築物の火災安全性向上技術の開発</li> </ul>

				<p>や既存建物のストックの再生・活用を促進するための技術基準に対する研究等も注目したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻対策のような新規テーマでない研究について、当初の研究計画を超えてどの程度優れた実績を有しているか、明確にする必要がある。</li> <li>・省エネ基準のように、法律制定がきっかけとなっている場合には、研究所の自発的内部要因というよりは外部要因によって結果的に成果をもたらされているのであり、こうした場合の評価をどう考えるかは議論が必要ではないかと考える。</li> <li>・重要だが学術的には評価されない分野においてもしっかりと取り組んでいる。研究者のモチベーションを向上させる工夫が必要と考える。</li> </ul>
<p>② 基盤的な研究開発の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャルの向上などに必要となる基礎的・先導的な研究開発を、競争的資金等外部資金も活用しながら、中長期的視点に立ち計画的かつ積極的に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャルの向上などに必要となる基礎的・先導的な研究開発（基盤的研究開発）について、第三期中期目標期間における基盤的研究開発の実施計画に基づき、中長期的視点に立ち計画的かつ積極的に実施する。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費交付金によるもの 28 課題（うち 3 課題は重点課題として実施）、競争的資金によるもの 38 課題を実施した。平成 23 年度とほぼ同数であり、一定の評価を与えられる。</li> <li>・運営費交付金によるもののうち新たに平成 24 年度に開始された基盤研究課題は 15 件に及んでおり、基盤研究の充実に積極的に取り組んでいると評価できる。</li> <li>・運営費交付金による基盤研究課題 25 件のうち 19 件が技術基準類に反映されると見込まれるなど、中期目標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業レベルでは、技能労働者の高齢化、後継者育成および外国人労働者を含む技能資格認定、就労履歴および保険加入、海外市場展開等が喫緊の課題とされているが、これらが技術基準につながる可能性について検討を期待したい。</li> <li>・基盤的な研究の更なる充実について、内部で議論を重ねてもらいたい。</li> </ul>

			<p>の達成に向けて着実な実施状況にあると評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの基礎研究課題がある中で、競争的資金等も積極的に獲得・活用している点は評価できる。</li> </ul>	
<p>(2) 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置</p> <p>① 他の研究機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との共同研究を、中期目標期間中の各年度において40件程度実施する。</li> <li>・国の機関に加え大学、民間研究機関等との人事交流を推進するとともに、テニュアトラック制度による若年任期付研究者の採用を計画的に推進する。</li> <li>・客員研究員又は交流研究員として、毎年度35名程度の研究者を受け入れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発を効率的・効果的に推進するため、研究開発テーマの特性に応じ、外部の研究機関等との共同研究（目標：40件程度）を積極的に実施するとともに、研究成果の普及を推進するため政策研究大学院大学との共同事業を推進する。</li> <li>・他の研究機関との人事交流を推進するとともに、テニュアトラック制度による若年任期付研究者の採用を計画的に推進する。</li> <li>・客員研究員又は交流研究員として、国内の大学や民間研究機関等から35名程度の研究者の受け入れを実施する。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標40件に対し、平成24年度は48件（うち新規31件）の共同研究を実施していることは評価できる。</li> <li>・独立行政法人港湾空港技術研究所との共同研究「陸上構造物の対津波性能評価に関する研究」はタイムリーかつ適切である。</li> <li>・外部機関との共同研究の継続的实施、客員研究員等の受け入れ交流は、目標数値を達成しており、着実な実施状況にあると評価できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の研究機関との連携等にあたっては、建研が旗振り役となることを期待する。</li> <li>・共同研究、研究連携のいっそうの充実が望まれるところであるが、管理・運営の負担を担保するリソースの確保に留意すべきである。</li> <li>・テニュアトラック制度運用の優れた事例となることを期待する。</li> </ul>
<p>② 研究評価の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究課題の選定及び研究開発の実施にあたっては、内部評価と外部評価により、事前、中間、事後の評価を行い、当該研究開発の必要性等について評価を受ける。</li> <li>・その際、他の研究機関との重複排除を図る観点から、関連研究機関の研究内容等を事前に把握する。</li> <li>・研究評価の結果については、外部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究課題の選定及び研究開発の実施にあたっては、研究所の研究評価実施要領に基づき、自己評価、内部評価及び外部評価を適切に実施し、評価結果を適切に反映させる。その際、他の研究機関の研究開発との重複排除を図る。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部評価に加え有識者による外部評価（事前・中間・事後）を適切に実施しており、他研究機関との重複排除もその過程で確認されていることが評価できる。</li> <li>・さらに、平成24年度からは継続的課題に対して、事後評価の予備評価を研究機関の最終年度に実施してその必要性を評価できるようにし、また一定規模以上の研究課題について研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価にあたって、研究の重複排除を重視するあまり、他の研究機関との連携等に消極的になることがないように工夫されたい。</li> </ul>

<p>からの検証が可能となるよう公表を原則とする。</p>			<p>終了後 3 年目の追跡調査を初めて実施するなど、評価の一層の厳格化が図られている点は、高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果については、内部・外部評価ともにホームページで公表しており、適切に対処されている点が評価できる。</li> </ul>	
<p>③ 競争的研究資金等外部資金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所として引き続き「一人一件以上申請」の目標を掲げるとともに、研究代表者として他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより獲得に努める。</li> <li>・これにより、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標及び中期計画等に基づき組織的かつ戦略的に取り組み、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上と自己収入の確保に努める。</li> </ul>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的研究資金の獲得、科研費助成事業については、着実にその獲得に努めている状況にあると認められる。</li> <li>・戦略的な獲得目標とする科研費の獲得件数は着実に伸びており、金額も増加傾向を保っていることは評価できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術振興機構等の大型予算の獲得が減っている。大型予算の獲得に関しては、他研究機関との連携が有効な場合もあるのではないかと。</li> <li>・競争的外部資金獲得のための負担が増加すると、基礎的な研究に割くリソースが不足する恐れがある。研究員の負担が増加しないような配慮を期待する。</li> <li>・科研費の獲得状況は良好と評価できるが、それ以外の競争的研究資金については特に金額ベースで減少が大きく、将来的に不安が残るように思う。</li> </ul>
<p>(3) 技術の指導及び成果の普及</p>		<p>—</p>		
<p>① 技術の指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築研究所法第 14 条による指示があった場合は、法の趣旨に則り迅速に対応する。</li> <li>・先導的技術の評価業務、国の技術基準の作成に係る技術的支援、災害調査など緊急性、基準作成との関連性及び中期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先導的技術の評価業務、国の技術基準の作成に係る技術的支援、災害調査、受託研究などについて、緊急性、基準作成との関連性及び中期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して実施する。</li> </ul>	<p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の低炭素化の促進に関する法律等に関連する技術基準をはじめ、計 9 件の技術基準の策定を精力的に支援した実績は高く評価できる。</li> <li>・東日本大震災の復興に関する支援として、高台への集団移転等についての被災者向け災害公営住宅の基本計画策定に対する技術的支援を行い、また長周期地震動に関する情報提供の在り方などを研究する他、住宅・建築等の分野における技術的課題に対する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者向け災害公営住宅の基本計画策定支援では、相当クリエイティブなことをやっていると感じている。もっと PR してもよい。</li> </ul>

			<p>素晴らしい指導助言を行っている。つくばで起こった竜巻による被害に対しての現地調査・技術指導なども高く評価できる。</p>	
<p>② 成果の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成を通じて技術基準の普及に協力する。</li> <li>成果報告書や広報紙の作成、それらのホームページを通じた発信、成果発表会の開催、学会での論文発表、施設の一般公開、適切なニュースリリース等を通じたメディアでの発信などの様々な広報手段を活用し、成果等の効率的かつ効果的な普及・広報活動を展開する。</li> <li>成果発表会については、発表会の開催、国際会議の主催等を通じて、毎年度10回以上の発表を行う。</li> <li>査読付き論文については、毎年度60報以上を目指す。</li> <li>毎年度2回研究施設の公開日を設け、広く一般公開する。</li> <li>研究所のホームページについて、毎年度450万件以上のアクセス件数を目指す。</li> <li>知的財産権を適切に確保するとともに、普及活動に取り組み活用促進を図る。知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努め、知的財産権を保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点的研究開発の成果等について、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成を通じて技術基準の普及に協力する。</li> <li>成果報告書や広報紙の作成、それらのホームページを通じた発信（目標：アクセス件数450万件以上）、成果の発表会の開催（目標：10回以上）、学会での論文発表（目標：査読付論文60報以上）、施設の一般公開、適切なニュースリリース等を通じたメディアでの発信などの様々な広報手段を活用し、建築関係者のみならず広く国民に対し、成果等の効率的かつ効果的な普及・広報活動を展開する。</li> <li>知的財産ポリシーに基づき、成果に関する特許等の知的財産権を適切に確保するとともに、それら知的財産の普及活動に取り組み活用促進を図る。</li> </ul>	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー計算支援プログラムと解説のweb公開、竜巻による建築物等の被害発生直後からの現地調査結果の速報のweb公表、LCCM住宅の一般向け見学会、つくばちびっ子博士2012等に伴う一般公開、ホームページへのアクセス数606万件（目標の1.3倍以上）達成など成果の普及活動が高く評価される。</li> <li>特に省エネ関係では研究成果を発表するだけでなく、住宅建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報の特設ページを開設し、計算支援プログラムや情報ツール、解説書や参考資料を掲載して国民一般がこれらツールなどを取り扱うことができるようわかりやすく解説したこと等が、高く評価される。</li> <li>平成24年5月のつくば竜巻に際して即応し、速報、および最終報告を迅速に提供したことが高く評価される。</li> <li>査読付き論文数は65報で目標を5報上回り、学会賞受賞は7名8件を数えるなど、研究成果の公表の水準も高いと評価できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S 評価理由の多くが1(1)①のS 評価理由と重複しているため、次期中期目標設定の際には評価項目の設定等も含め検討されたい。</li> </ul>

<p>有する目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減等を図る。</p>				
<p>(4) 国際連携及び国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の研究機関等との共同研究は、二国間の取決である科学技術協力協定等に基づいて行う。</li> <li>海外からの研究者については、毎年度20名程度を受け入れる。</li> <li>耐震技術、環境技術などの成果の国際的な普及や規格の国際標準化への支援等を行うことにより、アジアをはじめとした世界への貢献に努める。</li> <li>研究開発の質の一層の向上を図るため、職員を国際会議等に参加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外の研究機関等との共同研究、人的交流などの研究交流を進めることとし、本年度においては、海外から20名程度の研究者の受入れを実施する。</li> <li>耐震技術、環境技術などの成果を広く海外に普及させるとともに、各種規格の国際標準化への支援等に対応し、アジアをはじめとした世界への貢献に努める。</li> <li>研究開発の質の一層の向上を図るため、役職員をCIB（建築研究国際協議会）、ISO（国際標準化機構）、RILEM（国際材料構造試験研究機関・専門家連合）等の国際会議等に参加させる。</li> </ul>	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>8件の新規を含む34件の協定を締結して研究協力が進められており、またCIB事務局の依頼に基づいた地震工学のロードマップの作成、2013年秋のCIB理事会の東京招致など顕著な国際連携、国際貢献が行われたと評価する。</li> <li>当期において、これまでの研究所の国際関係活動を整理し、今後の指針となる「国際活動実行計画」の策定を進めたことも評価できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発を効果的、効率的に進めるため、研究所が提携すべき海外の研究機関を明確にして、国際連携を進めるべきである。</li> </ul>
<p>(5) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動</p>		—		
<p>① 国際地震工学研修の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際協力機構等との連携により、長期・短期あわせて毎年度30名程度の研修を実施する。</li> <li>研修内容の充実を図るため関連研究を着実に実施するとともに、世界で発生した大地震に関するデータベースや英語講義ノートの充実・公表等により、研修の広報・普及と研修効果の充実を図る。</li> <li>途上国支援としての研修効果を定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震工学に関する研修について、国際協力機構等との連携により、開発途上国等から長期・短期あわせて30名程度、及び中国四川大地震への震災復興支援策である中国耐震建築研修について20名程度の研修生を受け入れる。そのうち、長期の研修である「地震工学通年研修」については、政策研究大学院大</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発途上国からの研修生は長期・短期合わせて28名、また中国耐震建築研修生（平成24年度で終了）は18名と、受入数の目標を達成していることが評価できる。</li> <li>累計1588名に及び修了生は行政職、教育研究職で指導的な役割を果たしており、本研修は着実な実施状況にあると評価できる。</li> <li>データベース、英文講義ノート、eラーニングシステム等の充実・公開も着実な成果をあげていると評価でき</li> </ul>	

<p>量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的实施に引き続き努める。</p>	<p>学と連携して修了生に修士号学位を授与するプログラムとして実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に関連する研究を着実に実施し、開発途上国等における地震防災対策の向上に資するよう研修内容の更なる充実等を図るとともに、全世界で発生した大地震に関するデータベースの構築などを進め、研修の広報・普及と研修効果の充実を図る。</li> <li>・途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするための検討を引き続き行う。</li> </ul>		<p>る。</p>	
<p>② その他の国際協力活動の積極的な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、諸外国からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を推進する。</li> <li>・地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など国際協力を資する活動を行うとともに、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）による建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクトの中核機関として、地震防災関係の国際ネットワークづくり等に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発途上国からの研究者を積極的に受け入れるほか、諸外国からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を推進する。</li> <li>・地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など国際協力を資する活動を行うとともに、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）のプロジェクトに関する会議を開催するなど、同プロジェクトの推進に努める。</li> </ul>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNESCOプロジェクトの推進に努めるほか、引き続き開発途上国の研究者等の受け入れ、海外への職員派遣の推進など、国際協力活動は着実に実施されたと評価できる。</li> </ul>	



<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>		—		
<p>(1) 効率的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発ニーズの高度化、多様化等への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。</li> <li>研究支援業務の質と運営効率の向上を図るとともに、管理部門の職員数を抑制する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発ニーズの高度化、多様化等への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。</li> <li>研究支援業務の質と運営効率の向上を図る。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本としつつ、研究課題について、複数の研究グループ・センターからなるPTを組成し分野横断的に連携して取り組むなど機動的な対応を着実に実施していると評価できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理部門の職員数を抑制しつつ研究支援業務の質と運営効率の向上を図ることは容易ではない。外部機関との連携、共同研究の推進等により、リソースの補充を図ることの効果は期待してよいが、体制や役割分担については更なる検討を期待する。</li> <li>省CO2評価室の役割、及び外部有識者による省CO2性能の評価委員会との関係・役割分担について、次年度以降の報告書ではより詳細な説明を期待したい。</li> </ul>
<p>(2) 業務運営全体の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き情報化・電子化及び外部への委託が可能な業務のアウトソーシングの推進等、業務の効率化により、高度な研究の推進が可能な環境を確保するとともに、適正な運営管理を進める。</li> <li>内部統制については、引き続き充実・強化を図る。</li> <li>対価を徴収する業務については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その算定基準を適切に設定する。寄附金については、受け入れの拡大に努める。</li> <li>業務運営全般を通じ経費の節減を進めるものとし、運営費交付金を充当し行う業務については、一般管理費について、平成22年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き電子的情報共有システムの一層の活用等による情報化・電子化、研究施設や庁舎の保守点検業務等外部への委託が可能な業務のアウトソーシングの推進等、業務の効率化により、高度な研究の推進が可能な環境を確保するとともに、適正な運営管理を進める。また、内部統制の充実・強化に努める。</li> <li>一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額については、平成23年度予算に対し3%削減した予算額の範囲内で経費の節減に努める。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額については、平成23年度予算</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>「情報セキュリティポリシー」「地震災害時初動マニュアル」「コンプライアンス規程」を新たに整備制定し、内部統制の充実を図るなど、業務運営全般の充実に取り組むとともに、一般管理費、業務経費の実績値も目標を達成したと評価できる。</li> <li>契約についても、随意契約等見直し計画を着実に実施するなど契約適正化に向けた取り組みが引き続きなされていると評価できる。</li> </ul>	

<p>予算額に対し、平成27年度までに15%、業務経費について、平成22年度予算額に対し、平成27年度までに5%に相当する額を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約等見直し計画を着実に実施するなど、契約の適正化に向けた取組を推進するとともに、業務運営の効率化を図る。</li> <li>・契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。</li> </ul> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する。</li> </ul>	<p>に対し1%削減した予算額の範囲内で経費の節減に努め、これらにより効率的な執行を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施するなど、契約の適正化に向けた取組を推進するとともに、業務運営の効率化を図る。</li> </ul> <p>この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、より効果的な契約を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する。</li> </ul>			
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算</li> <li>・収支計画</li> <li>・資金計画</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算、収支計画及び資金計画については、予算等に従い適正な実施に努め、着実な状況にあると評価できる。</li> </ul>	

<p>4. 短期借入金の限度額 ・限度額は、単年度300百万円。</p> <p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 ・保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。</p> <p>6. 剰余金の使途 ・中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (3) 積立金の使途</p>	<p>・予見し難い事故等により資金不足となった場合、300百万円を限度として短期借入を行う。</p> <p>・保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。</p> <p>・中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。</p>			
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 ・実験施設等の外部の機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者側に立った情報提供を行うとともに、利用料に関する受益者負担の適正化を図る。 ・研究開発の内容に応じて、外部研</p>	<p>・実験施設等の外部の機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者側に立った情報提供を行う。 ・施設整備計画に基づき、施設等の計画的な整備・更新等を行うとともに、適切な維持管理に努め</p>	<p>—</p> <p>A</p>	<p>・年度始めに、主たる施設につき外部機関が利用可能な期間を公表し、外部機関の利用促進が図られている。また、施設整備計画に基づく計画的な整備等を行うとともに適切な維持管理に努めており着実な実施がなされていると評価できる。 ・港湾空港技術研究所の水理実験施設、防災科学技術研究所の大型振動台、E-ディフェンスなど、共同研究</p>	

<p>究機関の大型実験施設を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備計画に基づき、施設等の計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努める。</li> <li>保有資産の必要性について、不断に見直しを行う。</li> </ul>	<p>る。</p>		<p>等を通して外部研究機関の大型実験施設を活用した点が評価できる。</p>	
<p>(2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な業務運営を行うため適正な人員配置に努めるとともに、多様な個人が意欲と能力を發揮できる環境の形成に資する取組を進める。</li> <li>研究開発業務の推進のため、人事評価システムにより職員の意欲向上と能力の最大限の活用等を図る。</li> <li>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、取組状況を公表する。</li> <li>人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」に基づき、平成23年度まで削減を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な業務運営を行うため適正な人員配置に努めるとともに、人材活用等方針に基づき、多様な個人が意欲と能力を發揮できる環境の形成に資する取組を進める。</li> <li>研究開発業務の推進のため、人事評価システムにより職員の意欲向上と能力の最大限の活用等を図る。</li> <li>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その適正化に取り組むとともに、取組状況を公表する。</li> <li>国家公務員に準じた人件費削減の取組を引き続き行う。</li> </ul>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究所の使命を全うできるよう適切な人員管理を行うとともに、国家公務員給与等の引き下げに準じた対応を行うなど、着実な実施状況にあると評価できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事にあたっては、若手研究者・女性研究者・外国人研究者等の採用によりもたらされる、研究者の多様性によるメリットも考慮されたい。</li> </ul>

- <記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。
- SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
  - S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
  - A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
  - B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
  - C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。
  - ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：15項目）

（15項目）

SS	0項目	
S	4項目	
A	11項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

○研究開発関連

- ・ 社会的要請の高い重点的課題に関しては、74%の研究費を配分し、平成24年度に公布・施行された都市の低炭素化の促進に関する法律に関連するもの5件をはじめとする計9件の技術基準作成に直結する研究を迅速に遂行した点は優れた実績と評価できる。
- ・ また、平成24年5月に発生したつくば竜巻災害に対しても機動的に対応し、調査研究の成果を取りまとめて速やかに公表したことも高く評価できる。
- ・ 上記の実績に関連する技術の指導および成果の普及も優れた実施状況にあると評価される。
- ・ このほか、年度計画に盛り込まれた数値目標はすべて達成されている。
- ・ 研究評価に関しては、継続的課題の事後評価の予備評価を繰り上げ実施する方法を導入し、あるいは一定規模の課題に対して終了3年後の追跡調査を実施するなど、改善が認められる。
- ・ 国際連携および国際貢献に関しても、「国際活動実行計画」の策定に向けて検討を開始するなど、積極的な取り組みが認められる。

○業務運営の効率化関連

- ・ 業務の効率化に関しては、厳しい状況の中、目標は着実に達成されている。
- ・ 情報化の推進に関連して「情報セキュリティポリシー」を定め、理事長のイニシアティブにより「地震災害時初動マニュアル」を整備し、また「コンプライアンス規定」を制定するなど、確実な業務運営体制と内部統制に関する改善が認められる。

以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 重点的研究開発課題の4つの領域のうち、ウ）人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生、および工）の情報化への対応（適合確認のける電子申請等の技術に関する研究）は本来より大きな枠組みで検討されるべきものであり、他機関・大学等に関連研究も少なくないため、技術基準策定に関連する研究に関しては、情報交換・共同研究のハブとして建築研究所が機能するような体制を構築することが望ましい。建築研究所の役割が明確になるように、中期目標策定等の場面において考慮されるべきである。
- ・ 競争的資金の積極的な獲得は評価できるが、取り組むべき基礎研究課題も多い。リソースの限界との兼ね合いについて、よく議論していただきたい。
- ・ 研究の多様化・高度化への対応、効率化のために他機関との連携、共同研究の推進が望まれるところであるが、管理・運営のリソース確保、役割・責任分担や体制については慎重な検討が必要であろう。

(その他)

- ・ 技能労働者の高齢化・不足、外国人労働者を含む技能資格評価、技能労働者の処遇・保険加入・就労履歴管理、建築産業の海外市場展開など、建築物の品質や技術基準に大きくかかわると思われる研究課題が一般には近年重大な関心事となっており、また海外の関連政府研究機関ではおおいに研究されているが、建築研究所の研究の枠組みには欠落している。基盤的な研究開発の一端に組み入れてしかるべきと考える。

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)  A	(評定理由)  項目別の評価を総合して、A 評価とした。
---------------------------------------	------------------------------------

	実績	評価
<p>1 政府方針等</p> <p>○「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p>	<p>該当しない。</p>	<p>左記実績欄について該当しないことを確認した。</p>
<p>○「平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25年1月21日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p>	<p>個別に意見のある法人には該当していない。 各府省所管法人共通意見については下記のとおり。</p> <p>(内部統制の充実・強化) 建築研究所では、理事長が組織、予算、人事、研究開発など業務運営すべてについて意思決定をしている。これら理事長の内部統制を確実なものとするため、所内では、毎週火曜日に、理事長以下の幹部及び研究支援部門による所内会議を開催するとともに、各研究グループ等においてもグループ内会議を開催している。また、理事長自らが研究グループ・センター及び研究支援部門ごとに職員との定期的な意見交換会も開催しているほか、理事長は、職員に対して統制活動、情報伝達、モニタリングが可能な体制を構築している。さらに、年始には理事長による訓辞を行い、その年の所の方向性を役員に示している。</p> <p>上述の会議等により、その時々に応じた組織の姿勢やミッションを職員に徹底するとともに、研究開発をする中で覚知した重要な外部情報を所内で共有することが可能となっている。また、会議等の議論の中で、職員の意向の把握、法人ミッション達成を阻害するバリアの把握、業務の必要性や新たな業務運営体制の検討・考察も行うことができている。さらに、課題が発生した場合には、理事長、理事ら幹部と担当部局を中心に組織一丸となって対応案を迅速に作成し、所内に周知徹底できる体制となっており、ミッションや中期計画に基づく業務を円滑に運営するための取り組みを行っている。</p>	<p>各種会議による理事長以下の役職員の情報共有の徹底及び研究所内の方向性の確認など内部統制の充実・強化に向けた取組は評価できる。</p>



	実績	評価
	<p>(保有資産の見直し)                      第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこととしている。また、知的財産権についても、第3期中期計画において、知的財産権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図ることとしている。</p> <p>(評価指標の妥当性)                      所の年度計画及び同計画の評価指標については、「独立行政法人建築研究所に関する省令」に基づいて、中期計画に定めた事項に関して、当該年度において実施する事項を記載して作成している。</p>	<p>第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断の見直しや、知的財産権の保有目的の明確化を前提とした登録・保有コストの削減等を図ることとしていることは評価できる。</p> <p>年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が適切に反映されていることを確認した。</p>
<p>○ 政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>○ 政独委の累次の指摘                      「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(政委第30号 平成22年11月26日)                      (研究業務の重点化)                      建築研究所の研究業務については、平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化している。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としている。</p> <p>(業務の効率的・効果的实施)                      平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行っている。研究の実施に際しては、研究の一部を他の機関と共同で取り組むことが効果的・効率的であると見込める場合には、共同研究協定を締結し、適切な役割分担の下で共同研究を実施している。</p> <p>国際地震工学研修については、研修効果について平成23年度にアンケートを実施し、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的実施に努めている。</p> <p>(特許等の知的財産権の適正管理)                      特許等の知的財産権については、その取り扱いに関する基本方針(知的財産ポリシー)を平成22年度に作成し、平成23年4月より同方針に基づく知的財産権の適切な所得・活用・管理に取り組み、客観性、公益性の確保に努めている。</p>	<p>研究開発にあたっては、改正した研究評価実施要領に基づき、建築研究所が実施する必要性や他の研究機関との重複排除の観点から研究評価を適切に実施し、民間や大学にはできない調査研究へ特化するなど法人の取組は評価できる。</p> <p>特許等への知的財産の適正管理等の観点から、知的財産ポリシーを策定し、それに基づき知的財産権の適切な所得・活用・管理に取り組んでいることは評価できる。</p>

実績	評価
<p>(効率化目標の設定等)                      業務運営全般を通じ経費の節減を進めるものとし、運営費交付金を充当して行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、具体的な目標を以下のとおり中期計画において設定している。</p> <p>ア)一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度(平成22年度)予算額に対し、本中期目標期間の最終年度(平成27年度)までに15%に相当する額を削減する。</p> <p>イ)業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに5%に相当する額を削減する。</p> <p>また、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえた民間競争入札の対象として、平成24年4月からつくば市内の国土交通省関係3機関により施設管理・運営業務について一括調達を実施している。</p> <p>(給与水準の適正化)                      俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き国に準じて厳しく運用する。</p> <p>(契約の点検・見直し)                      「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p> <p>(保有資産の見直し等)                      第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこととしている。また、知的財産権についても、第3期中期計画において、知的財産権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図ることとしている。</p>	<p>中期計画に業務運営に係る経費の削減を明記し、着実に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>契約の点検・見直しについては、「随意契約見直し計画」を着実に実施していることや、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)に基づき、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保していることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>(内部統制の充実・強化)</p> <p>建築研究所では、理事長が組織、予算、人事、研究開発など業務運営すべてについて意思決定をしている。これら理事長の内部統制を確実なものとするため、所内では、毎週火曜日に、理事長以下の幹部及び研究支援部門による所内会議を開催するとともに、各研究グループ等においてもグループ内会議を開催している。また、理事長自らが研究グループ・センター及び研究支援部門ごとに職員との定期的な意見交換会も開催しているほか、理事長は、職員に対して統制活動、情報伝達、モニタリングが可能な体制を構築している。さらに、年始には理事長による訓辞を行い、その年の所の方向性を役職員に示している。</p> <p>上述の会議等により、その時々に応じた組織の姿勢やミッションを職員に徹底するとともに、研究開発をする中で覚知した重要な外部情報を所内で共有することが可能となっている。また、会議等の議論の中で、職員の意向の把握、法人ミッション達成を阻害するバリアの把握、業務の必要性や新たな業務運営体制の検討・考察も行うことができている。さらに、課題が発生した場合には、理事長、理事ら幹部と担当部局を中心に組織一丸となって対応案を迅速に作成し、所内に周知徹底できる体制となっており、ミッションや中期計画に基づく業務を円滑に運営するための取組みを行っている。</p> <p>(その他)</p> <p>複数の候補案件からの選択を要する事業については実施していない。研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表している。</p> <p>また、実験施設等の効率的利用と自己収入の増大を図るため、これらを外部機関に貸し出している。平成23年7月には、適正な受益者負担とするため、料金を改定している。</p> <p>研究開発の実施にあたって、競争的資金等の外部資金の獲得・活用に努めているところであり、20年度途中からは「一人一件以上申請」の目標を掲げて積極的に取り組んでいる。</p>	<p>各種会議による理事長以下の役職員の情報共有の徹底及び研究所内の方向性の確認など内部統制の充実・強化に向けた取組は評価できる。</p> <p>研究評価結果の公表に努めていることや、自己収入の増大を図るために、研究所の実験施設等の効率的利用及び外部機関への貸し出し、競争的資金等の外部資金の獲得・活用について積極的に取り組んでいることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>○ 政府の方針                      「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)                      大型実験施設については、平成24年度においても他法人の実験施設を活用した。平成25年度以降も必要に応じて積極的に活用する予定。                      研究の特化については、平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化した。また、その旨を第3期中期計画において明記するとともに、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行っている。                      法人・業務の在り方については、政府の方針を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としている。                      研究課題の選定等における第三者委員会による外部評価等については、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行っており、改正した研究評価実施要領により研究開発の重点化の観点からも評価を行っている。また、研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表するとともに、課題の実施や予算配分にあたって適切に反映させている。</p>	<p>法人の取組は評価できる。                      研究開発にあたっては、改正した研究評価実施要領に基づき、建築研究所が実施する必要性や他の研究機関との重複排除の観点から研究評価を適切に実施し、民間や大学にはできない調査研究への特化に取り組まれない。</p>

	実績	評価
	<p>○ 会計検査院 平成24年度において個別の指摘は受けていない。 なお、会計検査院の平成23年度決算検査報告4章3節6において、「研究開発法人は、研究開発評価の実施に当たり、各法人の研究開発の性格や目的、規模等についても留意する必要があるものの、その実施方法を規程等により明確にした上で、適時に適切な評価を実施して、効果的・効率的な研究開発を行い、また、その評価結果を積極的に公表することなどにより、多額の国費を用いて研究開発を実施することに対する国民への説明責任を適切に果たしていく必要がある。」とされたことを受けて、所の研究評価実施要領を ・終了時の評価について、研究課題の成果を切れ目無く次の課題につなげていく場合には、事後評価の予備評価を研究期間の最終年度に実施し、評価結果を次の研究課題の着手前の評価に反映すること ・評価結果を予算等の資源配分に反映させることとする改正を行った。また、これに基づいて平成24年度第2回目の研究評価を実施した。</p>	<p>平成24年度において、会計検査院からの個別の指摘がないことを確認した。 また、会計検査院の平成23年度決算検査報告4章3節6の指摘を踏まえ、研究評価実施要領を改正し、適切に研究評価に取り組んでいることは評価できる。</p>
<p>2 保有資産の管理・運用等 ○ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>宿舎を保有しておらず、該当しない。</p>	<p>左記実績欄について該当しないことを確認した。</p>
<p>○ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>宿舎及び福利厚生施設を保有しておらず、該当しない。 なお、福利厚生費については、健康保険料、雇用保険料、健康診断等真に必要なものに限って予算執行している。国等で支出されていないものと同様の支出の原則廃止が守られており、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直し」(平成22年5月6日付け総務省行政管理局長通知)を遵守している。</p>	<p>左記実績欄について該当しないことを確認した。</p>

	実績	評価
<p>3 内部統制</p> <p>○ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。</p>	<p>(研究開発における内部統制)</p> <p>中期目標を達成するべく有効かつ効率的に研究開発を進めるため、研究開発における理事長による内部統制は、主として内部評価及び進捗状況ヒアリングを通して実施している。内部評価は建築研究所の研究評価実施要領(ホームページで公表)に基づく研究評価であり、進捗状況ヒアリングは年度計画(ホームページで公表)に基づくものである。これらは研究グループ単位で5月、12月の計2回実施し、理事長自らが研究課題の内容や進捗状況を把握し、必要な見直しを指導したほか、終了した課題に対しても、今後の研究開発や成果の効果的な普及に向けた指導を行い、その結果に基づき、所内研究者は内容の修正など適切に対応した。また、研究評価結果を踏まえ、理事長は研究予算の配分を行った。なお、研究評価の指標は、研究評価実施要領において、評価項目として定められている。</p> <p>毎年度、運営費交付金の削減などの課題に直面しているため、国の技術基準等に反映しうる研究開発を行って成果を還元するという建築研究所本来のミッション達成に必要な研究開発に支障が生じるリスクがある。他の機関と共同研究を行うことが効果的・効率的であると見込める場合の適切な役割分担の下での共同研究を行いつつ、各研究者の競争的資金等の獲得状況を把握・分析した上で、自己収入の確保に向けた努力として、「一人一件以上申請」を所の目標として競争的資金等外部資金の獲得に取り組むとともに、研究代表者には獲得状況に応じて研究予算を増額するというインセンティブを設けるなどの対策案を理事長ら幹部が作成し、所内会議等を通じて周知徹底している。</p> <p>毎年度の人件費の削減、人事交流活性化としての研究者の転出、研究者の高齢化などにより、各分野で主力となる専門的な研究職員減少のリスクが生じている。研究開発にあたっては、外部機関との共同研究や客員研究員の招聘等により効率的・効果的に成果を挙げるための取り組みも行いつつ、所の各分野の人員配置に配慮しながら適正な人員管理のもと、若年研究者をテニュア・トラック制度適用の任期付研究員として計画的に採用している。平成24年度は、25年度採用予定として建築構造、防火、建築生産、住宅・まちづくり、建築環境、地震学の6分野の任期付研究員の公募を行い、厳正な審査の結果、計5名を採用することとした。</p>	<p>研究開発に関する業務について、理事長自らが研究課題の内容や進捗状況を把握し、適切な見直しなどの指導をしていることは評価できる。</p> <p>また、研究評価結果を踏まえ、研究予算の配分を行うなど、適切に研究が進められていると判断できる。</p> <p>運営費交付金の削減など限られた予算の中で、研究所が本来の役割を果たすために、効果的・効率的な共同研究の実施、インセンティブを設けることによる競争的資金獲得に向けた取組の推進など工夫しつつ研究開発を進めていることは評価できる。</p> <p>外部機関との共同研究、客員研究員の招聘、若年研究者をテニュア・トラック制度適用の任期付研究員として採用するなど、人件費の削減等による専門的な研究職員の減少に対応するための工夫をしていることは評価できる。</p>

実績	評価
<p>(災害対応)                      建築研究所は、中期目標において災害派遣等の技術指導を的確に実施することとされている。また所は、災害対策基本法に基づく指定公共機関として指定されていることから、防災業務計画を策定して防災対策を総合的・計画的に進めてきたところである。地震災害発生時(初動時)に限っては、所としてなすべき事項の体系化が十分とは言えず、初動体制確立における判断指標が未整備であったことから、中期目標等に示される災害対応を的確に行うにあたってのリスクと認識し、平成24年度中に理事長の指示により「地震災害時初動マニュアル」の整備を行った。作成過程において、グループ長等会議でその問題意識の周知とその対応策について幾度も協議を重ね、平成24年12月に策定した。</p> <p>(コンプライアンス)                      平成24年5月には、一層の建築研究所の具体的なコンプライアンス推進方策等を実施するため「独立行政法人建築研究所コンプライアンス規程」の制定を行った。これにより、所の業務に関して、役職員等の法令違反及び不正行為等を防止するとともに、公益通報者保護法に基づく通報に適正に対応し、研究所の業務運営の公正性を確保するとともに研究所におけるコンプライアンスを推進している。また、同コンプライアンス規程に基づく建築研究所コンプライアンス委員会を平成24年6月に開催し、平成24年度コンプライアンス推進計画を策定した。さらに、11月には、理事長をはじめ幹部職員も多数出席のもと、所内において外部講師によるコンプライアンス研修を実施し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図った。</p> <p>(その他の内部統制)                      財務については理事長が意志決定を行っているが、監事や会計監査人の監査のほか、契約監視委員会のチェックを受け、結果を公表している。</p> <p>また、労働安全衛生法に規定する職場巡視を、産業医と衛生管理者により毎月1回定期的に実施し、年度内にほぼ全ての実験棟及び関連施設を巡視した。なお、理事長自ら巡視に同行し、実験棟等の安全環境の把握に努めた。産業医からの指導内容はイントラネットに掲載して所内で共有を図ったほか、例えば指導のあった試薬や有機溶剤の使用・管理について点検するなど対応を進め、実験棟の作業環境の改善、労働災害の防止、業務運営の効率化に努めた。</p>	<p>災害発生時の行動計画について再点検し直した結果、地震災害発生時の対応の体系化が不十分との認識から、地震災害時初動マニュアルの整備を行ったことは評価できる。</p> <p>コンプライアンス規程の制定、それに基づくコンプライアンス推進計画の策定やコンプライアンス研修の実施など役職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取組は評価できる。</p> <p>財務関係に関する情報を、監事監査等の確認を受けた上で、公表する取り組みは評価できる。</p> <p>また、理事長自らが実験棟等の安全環境の把握に努め、指導のあった内容については所内で共有し、適切な対応を図っていることは評価できる。</p>

	実績	評価
4 財務状況		
(1)当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	当期総利益の発生要因は、技術指導等収入等によるものである。住宅・建築・都市に関する技術の向上等の観点から、研究活動の実施状況に留意しつつ、関係機関等からの依頼により適切と認められるものについて技術指導等を行い、研究活動の一環として生じた利益である。	当期総利益の発生要因を明確にしており、それが研究活動の一環で生じた利益であることから法人の取組は評価できる。
(2)利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	当期総利益同様、研究活動の実施状況に留意しつつ、関係機関等からの依頼により適切と認められるものについて技術指導等を行った結果生じた利益剰余金であるため、過大な利益とはなっていない。	利益剰余金が発生しているが、過大な利益とはなっていないことを確認した。
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
(3)運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	当期の運営費交付金交付額による執行率は97.6%となっており、未執行率は2.4%である。	未執行率は決して高くないことから法人の取組は適切であると評価できる。
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	運営費交付金債務には、契約済繰越が含まれているものである。	法人の取組は評価できる。



	実績	評価
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人建築研究所契約業務取扱規程」において、随意契約によることのできる限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めている。	契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めているなど法人の取組は評価できる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	理事長を委員長とする契約審査会において、仕様書、積算、応募要件、評価基準等が適切であるかどうか、過度な制限が設けられていないかなどの審査を行い、競争性・透明性の高い発注を行った。	発注前には、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなど法人の契約事務手続に係る取組は評価できる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえて策定・公表した「随意契約の見直し計画」に基づき、平成20年度から真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行した。また、平成21年度に開催した契約監視委員会の点検結果を踏まえ、平成22年6月に策定・公表した「随意契約等見直し計画」に基づいて、契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施等に取り組んでいる。 平成24年度の随意契約の状況は、9件で162,785千円となっており、その割合は件数ベースで11.3%、金額ベースで18.2%である。これら9件の随意契約はいずれも民間企業との契約であり、公益法人との契約はなかった。	真にやむを得ないもの以外は一般競争入札へ移行したことや、契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施など法人の取組は評価できる。
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	理事長を委員長とする契約審査会において、仕様書、積算、応募要件、評価基準等が適切であるかどうか、過度な制限が設けられていないかなどの審査を行い、競争性・透明性の高い発注を行った。	発注前には、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなど法人の契約事務手続に係る取組は評価できる。